

令和4年度 第10回 杵築市農業委員会総会議事録

令和5年1月6日 金曜日 午後1時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市健康福祉センター 多目的ホールに招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	川 野 勝 彦	東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一
八坂	宮 原 宣太郎	北杵築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平
豊洋	川 崎 孝 子	豊洋	長 友 富 男	東山香	松 田 司
中	小 野 弘 文	上	阿 部 正 俊	立石・向野	阿 部 竜 一
山浦	岡 山 秀 徳	田原	野 田 由 紀		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	事務局長	阿 部 清 伸
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 51 号	農地法第3条の申請について
議案第 52 号	農地法第4条の申請について
議案第 53 号	非農地証明願いについて
議案第 54 号	農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について
議案第 55 号	農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第 56 号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について
 報告第 6 号 農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに
 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和4年度第10回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(13 : 33 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第51号から議案第56号までの6議案17件と、報告事項が提出されてい ます。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第51号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所 有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。 議案書の1ページをご覧ください。 「議案第51号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、 下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求めます。 番号1番、申請人、譲渡人、 、 歳。譲受人、 区、 、 歳。 申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。譲受人の経営面積は、田 a、畑 a、合計 aです。理由は、 県外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
 委員	あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いします。12月19日に私と 農業委 員と事務局職員2名の合計4名で現地に行ってまいりました。現地の場所を説明しますと の 入口交差点の次に の交差点があります。昔、 があった所 です。そこを右折しまして、約 m進みますと の十字路があります。そこも右折しまして、 約 m谷合に下がった場所になります。先ほど事務局が言われたとおり、 さんの親父が耕 作していたのですが、体調を壊されてその後、違う耕作者が借りて10年ぐらい作っていました。 ここは保全地区に入っています。 さんは、 に在住していまして、高齢者でもあり ますので、ここの土地を守れない状態にはなっております。誰かが続けていかないとならない場 所だと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。
議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いします。今、 委員の言われたと おりです。慎重審議よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。

事務局	<p>許可基準になります。</p> <p>県外に在住で、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外にありません。</p> <p>また耕作予定にはなるのですがも水稻、野菜および果樹等を栽培するということであると聞いております。続いて、許可基準についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に引かかる要件はないのですが、先ほど■■■さんが言われたのですが、今現在は違う人が作っているとのことですが、今後については譲受人本人が耕作するとの誓約をいただいていますので、その点については問題がないのかなと思います。</p> <p>以上のことから、■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	■■■委員、■■■さんが作るという意味は、今の所はしっかりあるということ、良いですか。
■■■委員	その辺はですね、■■■と■■■は耕作するという形で、■■■と■■■、■■■はお願いするような形とは言っていました。
事務局長	■■■と■■■について土地の管理は、■■■さんがするという事ですよ。
■■■委員	そうですね。
事務局長	管理上の後の処理として色々考えているということですね。
■■■委員	はい。
議長	はい、わかりました。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、譲渡人、■■■区、■■■、■■■歳。譲受人、■■■区、■■■、■■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、台帳、現況ともに■■■、地積■■■㎡、ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、合計■■■aです。理由は、高齢のため、経営規模拡大です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	<p>まずは、場所の説明をいたします。■■■から■■■をくぐってすぐ右折し、そこから■■■mぐらい行った場所になります。■■■さんは■■■で農業は携わっておりません。そこでここ2年に渡って■■■さんに貸しておりまして、なすを作っていました。その後、畝とか残っていましたので、売買の話ができて■■■さんがそこにほかの物を植え付けていくというようなことを言っていました。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	2番について、■■■農業委員よりご意見があれば願います。
■■■委員	はい、今、■■■委員が言ったとおり現地確認に行っていました。慎重審議よろしく願います。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。

事務局	<p>許可基準になります。高齢で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を既に耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外に、■aありますが、順次整理していくとのことです。耕作作物については、なすを栽培することによって聞いております。許可基準についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。墓地についても確認しました。以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号3番、申請人、譲渡人、■、■、■歳。譲受人、■区、■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、台帳、現況ともに■、地積■m²。合計■筆の■m²です。譲受人の経営面積は、田■a、畑■a、合計■a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、 ■ 農地委員より説明願います。
委員	<p>あけましておめでとうございます。今年もどうぞよろしく申し上げます。ただいま説明がありました11月20日に現地確認に行きました。■農業委員と私と事務局職員2名と譲渡人の■さんの合計5名で、立会確認いたしました。場所的には■の前の県道を郵便局方面に行く途中右側にアパートがあります。そのアパートの前の道を■の方向へ入っていきます。それから山沿い左側を■m上がった所の左側の■の■m²です。今回譲受人の■さんのお父さんが、長年ずっと柑橘を栽培しており、昨年の地籍調査で■さんの所有だということがわかりまして、■さんは■に在住しておりますので、今回無償で譲渡し、今後の管理は■さんがすることで話がまとまりました。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	3番について、 ■ 農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	あけましておめでとうございます。今説明があったようなことであります。地籍調査をやって判明したということでございます。慎重審議よろしく願いいたします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準になります。今回、市外に在住する譲渡人と、申請地を以前から管理している譲受人との間で、贈与の話がまとまったため、今回申請となりました。今回、申請のきっかけとしては、地籍調査の境界確認の際に、申請地の所有権について錯誤があったと聞いております。双方協議の結果、申請地について、譲渡することで合意ができたとのことです。耕作作物としては、現在カボスが栽培されています。また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>

議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳。譲受人、■■■■区、■■■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■■㎡。合計■■筆の■■■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■■■aです。理由は、高齢のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	4番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	みなさん、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。12月20日に現地確認を行いました。■■■農業委員と私と事務局2名の4名で現地確認を行いました。図面7ページと8ページを見てください。■■■■を■■■の方に行きまして■■■■の下を通って、そのちょっと行った所に四つ角があって、それを町の方に出ましてちょっと行った所の左側に申請地があります。この申請者は、遠い親戚になるようです。申請地は■■■■で、両方の話し合いで、話がまとまったようです。高齢なので頼みますとのことで、■■■さんがやれるとのことで今回の申請となりましたのでご審議お願いします。 以上です。
議長	4番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	みなさん、あけましておめでとうございます。今、農地委員の■■■さんが言われましたように今回譲渡人の■■■さんが高齢と、それから■■■■さんの方に譲渡したいという形で、話を聞いてみますと無償譲渡ということです。無償譲渡の経緯は、今後■■■■さんがもしお亡くなりになった場合について、■■■■の付加金など色々発生するため、それが発生しないように対応してほしいという形で■■■■さんをお願いしたようです。 以上です。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。高齢で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外に、■■■aありますが、順次整理していくとのことです。 また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。 また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳。譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■■㎡。合計■■筆の■■■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■■■a、畑■■■a、合計■■■■aです。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。

	以上です。
議長	5番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	<p>あけましておめでとうございます。私の方から、■■■さんの件につきまして説明させていただきます。場所はお手元の資料の9ページ、10ページをご覧ください。10ページを見てもらったらわかりますが、左側に大きく写っているのが■■■■です。その裏側になりますが、12月16日に■■■農業委員さんと私と事務局職員2名にて現地確認をさせていただきました。今、事務局の方から説明がありましたとおり譲渡人の■■■さんが高齢であり、■■■に在住いたしております。譲受人の■■■さんにつきましては、親戚になるということで、■■■さんの持っている田につきましては、昨年まで小作に出しておりましたが、もう作れないという意思表示がありましたので、親戚になる■■■さんにご相談がありまして、今回譲り渡すということです。■■■さんにつきましてはこの申請地の近くに自己保有の水田があります。ほかに作り手がないということなので、■■■さんが作ろうということで、お話が成立したようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	5番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	みなさん、大変お疲れ様です。今年もよろしくお願いいいたします。今、■■■農地委員が言ったとおりでございます。■■■さんは、丁度近くに本人も自作もしておりますので後の農地も十分作ってくれるのではないかなど、保全してくれるのではないかと考えております。よろしくお願います。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準になります。譲渡人と譲受人は、従兄弟の関係になります。今回、市外に在住し、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の隣接する土地を所有する譲受人との間で、贈与の話がまとまったため、申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外にはありません。</p> <p>また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えます。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号6番、申請人、譲渡人、■■■、■■■、■■■歳。譲受人、■■■区、■■■、■■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、台帳、現況ともに■■■、地積■■■㎡、合計■■■筆の■■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、合計■■■aです。理由は、高齢のため、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	6番について、■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	みなさま、あけましておめでとうございます。12月16日、事務局職員と■■■農業委員と私の計4名で現地の確認をいたしました。申請地は、■■■から■■■、■■■方面に向かって約■■■kmの所で、行政区■■■地区の■■■の真裏の土地になります。所有者の■■■さんは■■■に在住です。■■■さんに以前からずっと農地の管理をしていただいております、■■■さ

	んはその土地にビニールハウス等を建てて、野菜等を栽培しております。今回、双方でお話ができて今回の申請となりました。どうぞよろしくお願ひします。
議長	6番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願ひします。
■■■■委員	ただいま■■■■農地委員さんが言ったとおりであります。よろしくお願ひします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願ひします。
事務局	<p>許可基準になります。現在、市外に在住し、高齢で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から管理している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外に■■aありますが、順次整理していくとのことです。申請地は譲受人の自宅に隣接しており、ほうれん草やアスパラなどの野菜を栽培しています。</p> <p>また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号7番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳。譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■番、地目、台帳、現況ともに■■■■、地積■■■■m ² 。合計■■■■筆の■■■■m ² です。譲受人の経営面積は、田■■■■a、畑■■■■a、合計■■■■aです。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。
議長	7番について、■■■■農業委員より説明願ひします。
■■■■委員	おめでとうございます。12月22日に自分と■■■■農地委員、事務局職員2名とで現地確認を行いました。お手元の資料の13ページ、14ページの地図をごらんください。場所は、県道■■■■号線■■■■沿いの■■■■交差点から■■■■～3.5kmぐらい北上したところに■■■■があり、その前の橋を渡った反対側です。もともと■■■■さんが■■■■、■■■■、■■■■と耕作しておりました。■■■■はずっと前に取得いたしまして、今回■■■■も隣でつながっているので買ったかどうかの話ができました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願ひします。
事務局	<p>許可基準になります。市外に在住し、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の隣接地を耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外に■■aありますが、順次整理していくとのことです。</p> <p>また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>

議長	次に、イ、空き家に付随した農地の所有権の移転の8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	イ、空き家に付随した農地の所有権の移転です。 番号8番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳。譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。 申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、 合計■■筆の■■■■㎡です。譲受人の経営面積は、ありません。理由は、市外在住のため、空き家取得と農業開始です。
議長	8番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	おめでとうございます。申請地は、15ページ、16ページを見てください。■■■■より■■■方面に約1km行った所、■■■■反対側の山際の土地です。16ページの星印が空き屋バンクの土地でしてそこに附随する農地を自分が買って野菜などを植えたいとのことで今回申請になったわけです。本人は県外出身者ですが、こっちに来て旦那さんが定年したら一緒に暮らすという話を聞いています。審議のほどよろしく願います。
議長	8番について、■■■■農業委員よりご意見があれば願います。
■■■■委員	お疲れ様です。今年もよろしく願います。■■■■農地委員の説明のとおりであります。慎重審議をよろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。譲渡人は、現在市外に在住し、農地の管理が困難な状況です。譲受人は、空き家の購入者で、今回、空き家に付随する農地を新規に取得するため、申請となりました。空き家に付随する農地の取得は、杵築市では今回21回目の案件となります。譲受人は、■■■■からの転入者で、新規の就農者となりますが、営農計画書等より、大豆や野菜を耕作するとのことで聞いております。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。杵築市では、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件については、50aとされていますが、前回第9回総会の議案第48号番号1番において、空き家に付随する農地の区域指定の承認を受けており、下限面積要件は、問題ありません。またそのほかの要件についても、同様となっております。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第51号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第51号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第51号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第52号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について事務

	局の説明を求めます。
事務局	<p>あけましておめでとうございます。事務局の■■■■です。本年もよろしく申し上げます。議案書4ページをお開きください。「議案第52号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■歳、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■㎡。申請内容、駐車場用地として。申請理由、■■■■の方が■■■■で利用する際の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	<p>申請地は、■■■■の下の川の縁沿いにある所でございます。ちょっと場所がわかりにくいと思いますが、■■■■方面です。■■■■さんの土地でそこを駐車場にしたいということです。審議のほどお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	■■■■農地委員の説明があったとおりであります。慎重審議よろしく申し上げます。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>土地所有者の■■■■さんは申請地近隣で■■■■を運営しています。転用の目的は、■■■■の方が■■■■で利用する際の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用することです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、■■■■から近いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■、東側は■■■■、南側は■■■■、西側は■■■■にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。土地利用計画につきましては、申請地■■筆■■■■㎡に、駐車場■■台分を設置して利用する計画です。工事期間は、令和5年2月1日から令和5年2月28日までの約1ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。排水計画につきましては、北側の水路を経由して隣接する■■■■に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。資金計画につきましては、自身が所有する資材等を利用するため、費用は発生しません。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第52号」「農地法第4条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。

議長	お諮りいたします。「議案第52号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第52号」「農地法第4条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第53号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書5ページをお開きください。</p> <p>「議案第53号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、[]、[]、申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 [] m²、ほか [] 筆、合計 [] 筆の [] m²です。</p> <p>申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和42年に申請者の夫が [] [] を設置してしまったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[] 農地委員より説明願います。
[] 委員	12月19日に [] 委員と私と事務局職員2名、[] さん、計5名でまいりました。場所を説明しますと、[] の [] があった跡地の一部と、それと [] の横に [] m ² ほどの土地がありまして、かなり前に [] があったそうです。現状はもう [] さんにお貸ししてから何十年もたっているので非農地にしたいという申し出があったようです。
議長	1番について、[] 農業委員よりご意見があればお願いします。
[] 委員	[] 委員と行ってまいりました。街の中の道沿いというかあつという間に更地になりましたが、なんの問題もないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を12月19日に、[] 農地委員、[] 農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、平成16年に夫からの相続により申請地を取得しています。昭和42年に申請者の夫が [] を設置する際に、農地法の許可が必要であることを失念しており、周辺の土地とともに造成してしまったとのことで、土地所有者からの始末書が提出されています。</p> <p>申請の経緯ですが、昭和42年から平成7年までは夫とともに [] を経営し、その後、平成8年から令和4年までは [] に土地を賃借していましたが、賃貸借契約の期間満了に伴い土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に商業用施設として賃借する予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>

議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■㎡です。</p> <p>申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成19年に父からの贈与により土地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、傾斜もあることから管理が困難なため耕作を断念したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	<p>お手元の写真の方をご覧ください。申請地につきましては、■■■■の■■■■の方</p> <p>の方に上る方向にあります。■■■■の信号があります。その信号から約■■m行った右側であります。下べたの写真を見てもらうとわかりますが申請地の下■■■と■■■が自宅であります。後ろの写真に写っていますが、あれが右側の倉庫の奥、■■■■がもうお父さんが亡くなりまして、相続を受けてお母さんが一人で暮らしていたわけなんです。もうお母さんも高齢ということで、畑の管理ができない状態です。そうした中で、今回この申請と合わせて、空き家バンクの方に自宅等を含めたところで登録申請ということで先々また出てくると思いますけど、全体を含めたところでの今回の非農地申請ということですのでご審議いただけたらと思います。</p>
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	<p>今、■■■委員が言われた通りでございます。現地につきましてはこの家の裏、結構急勾配の傾斜がありますので、農地としても無理だったのかなと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を12月16日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、平成19年に父からの贈与により申請地を取得しています。</p> <p>申請の経緯ですが、申請地は自宅と裏山の間であり、平成7年まで畑として自家消費の野菜を作っていましたが、傾斜もあることから管理が困難となり耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。土地の整理を行うため、今回の非農地申請となりました。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に空き家及び農地と併せて売却予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号3番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■㎡です。</p> <p>申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、大雨により取水施設が流出し、復旧が困難となったため、平成10年から耕作を断念したとのことです。</p> <p>以上です。</p>

議長	3番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	12月16日に■■■■農業委員、事務局2名、私と■■■■さんとで現地確認へ行きました。場所は杵築から■■■■を通過して、■■■■の信号を左に曲がり、■■■■方面へ向かいます。■■■■の信号から約■■■■kmの左手になります。現地は歩道を作るために土地を取られて、ほとんど法面になって、田んぼとして作ることができない。猪が出ないように草切り等の管理をしますので、非農地として認めてくださいということでした。
議長	3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	今■■■■委員が説明した通りであります。慎重審議よろしくをお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を12月16日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、昭和63年に父からの贈与により申請地を取得しています。申請の経緯ですが、令和3年度第11回総会の際に、今回の申請地の隣の土地に対して非農地申請を行っていますが、その際は土地の境界が確認できずに保留となっていた土地になります。申請地は県道の歩道として土地の一部を提供した際の残地であり、土地の境界確認ができたため、今回の非農地申請となりました。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更後に現状のまま管理するとのことでした。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第53号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第53号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第53号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第54号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>6ページをご覧ください。</p> <p>「議案第54号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」。</p> <p>農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について、平成28年8月30日付の杵築市農業委員会告示第22号に基づき、下記の農地について区域指定をしてよいか意見を求めます。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■区、■■■■。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地目、■■■■、地積■■■■㎡、合計■■■■筆の■■■■㎡です。</p> <p>杵築市空き家バンク登録番号■■■■番。宅地地番、杵築市■■■■字■■■■。宅地面</p>

	積は■■■■㎡です。 以上です。
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	先ほど説明した■■■■さんの件です。今回空き家バンクに登録ということで、売買の話がまとまったみたいで、その宅地に付随するすぐ隣になります。お手元の資料で先ほど説明した土地の隣の畑になります。それも含めた申請ということで、よろしくご審議願います。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があれば願います。
■■■■委員	■■■■委員のおっしゃった通りでございます。よろしく願います。
議長	指定理由について、事務局より説明願います。
事務局	<p>空き家に附随した農地の区域指定については、今回が22回目の案件となります。</p> <p>申請地は、申請者が相続により取得した土地になりますが、空き家と農地の管理が難しいため、空き家と合わせて農地を売却するとのことで、今回の申請となりました。</p> <p>空き家の場所は、図面の3条位置図、「規則第17条第2項を適用する区域」の星印で囲んでいる場所となります。</p> <p>また、農地の場所は、空き家に隣接にしており、新規就農に際し、充分耕作可能な面積であることから、管理に関しては問題ないと思われます。</p> <p>なお、購入予定者は、市内在住の方と聞いております。</p> <p>今後の流れとしては、総会許可後、区域指定の公告をした後に、3条申請が提出される予定となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第54号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第54号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第54号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」は、申請の農地を区域指定することに決めます。
議長	次に、「議案第55号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>「議案第55号」「農用地利用集積計画（案）」の決定について</p> <p>農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求めます。</p> <p>ア、利用権の設定です。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、申請の土</p>

	<p>地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■、地積■■■㎡。ほか■筆。合計■筆の■■■㎡です。設定期間は、■年新規で、借人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■aです。</p> <p>番号2番、申請人、貸人、■■■区、■■■、借人、■■■区、借人、■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■、地積■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■㎡です。設定期間は、■年再設定で、借人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■aです。</p> <p>番号3番、申請人、貸人、■■■区、■■■、借人、大分市、大分県農業農村振興公社、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■、地積■■■㎡、合計■筆の■■■㎡です。設定期間は、■年新規で、借人の経営面積は、公社のためありません。</p> <p>今回、大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、合計■筆■■■㎡となります。</p> <p>また農用地利用集積計画（案）の総数につきましては、貸し手農家数■戸、借り手農家数■戸。利用権の設定面積■■■㎡となります。</p> <p>なお、補足になりますが、番号1番と番号2番の土地につきましては、相対での利用権設定となります。</p> <p>番号1番の設定理由としては、貸人の■■■さんが高齢のため、農地の管理が困難なため、新規に利用権の設定をすることです。</p> <p>番号2番につきましては、以前から利用権設定しており、今回、更新のため申請となります。耕作作物は、番号1番2番ともに水稻となります。</p> <p>続いて、番号3番は、中間管理機構である公社を通じての利用権設定となります。公社からの貸し付け先は、9ページの利用配分計画（案）に審議事項となりますが、■■■となる予定です。詳細は、議案第56号にて説明をします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第55号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第55号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第55号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、これを承認することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第56号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>「議案第56号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めます。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社。借受人、■■■区、■■■。対象農地は、杵築市■■■、■筆■■■㎡です。詳細は、次の10ページの農用地貸付調書をご覧ください。</p> <p>経緯としては、今回、申請地の隣接地を耕作している借受人と、中間管理機構を通じて利用権設定をするということで話がまとまったとのこと。対象の農地は、先ほどの集積計画の7ペ</p>

	<p>ージの番号3番と同様です。利用権の種類は、賃借権で、年間の賃借料は、■■■■円となります。利用権の設定期間は、10年。耕作作物は水稲です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第56号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第56号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとすることにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第56号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、意見なしとして報告します。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第6号」がありますので、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>「報告第6号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について(合意解約)」について報告します。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、大分市、大分県農業農村振興公社、申請の土地、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■㎡。合計■筆の■■■■㎡です。理由は貸人の都合です。</p> <p>番号2番、申請人、貸人、大分市、大分県農業農村振興公社、借人、■■■■区、■■■■、申請の土地及び理由は、番号1番と同様です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第10回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	<p>(14 : 37 終了)</p>